

第 2 期那須塩原市スポーツ推進基本計画 (案)

令和 5 (2 0 2 3) 年度 ~ 令和 9 (2 0 2 7) 年度

「市民ひとり 1 スポーツ」による
スポーツ・健康まちづくり



令和 5 (2 0 2 3) 年 3 月



那須塩原市教育委員会

----- はじめに -----

スポーツは、市民の誰もが、それぞれのライフステージに応じて「する」「みる」「ささえる」を通じて親しみ、参加し、健康づくりや交流が深まるものです。また、スポーツの大会やイベントは、競技力の向上のほか、市内外からの参加により、にぎわいを創出し、地域に活力をもたらします。

那須塩原市では、平成29（2017）年に「那須塩原市スポーツ推進基本計画」を策定し、「市民ひとり1スポーツ」を基本理念として、スポーツ活動の推進と、健康・体力の増進、豊かなスポーツ社会の実現とスポーツを通じた仲間づくり・地域づくりを目指してきました。

令和3（2021）年に開催された「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」においては、オーストリア共和国を相手国としてホストタウン登録を行うとともに、トライアスロンチームの事前キャンプの受入れも実施しました。このほか、令和4（2022）年には「いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会」（第77回国民体育大会・第22回全国障害者スポーツ大会）の6つの大会競技と2つのデモンストレーションスポーツを市内で実施し、スポーツに対する機運醸成が図られたところです。

また、令和3（2021）年2月に策定された「栃木県スポーツ推進計画2025」では、県のスポーツの基本施策が示されたほか、国においては、令和4（2022）年3月に文部科学省より「第3期スポーツ基本計画」が策定され、我が国における今後のスポーツ施策について定められています。

本計画は、本市のスポーツを取り巻く様々な環境を踏まえて、令和5（2023）年度からはじまる「第2期那須塩原市スポーツ推進基本計画」として策定するものです。この第2期計画では、市民がスポーツを通じて健康・体力の増進を図るとともに、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会を契機とした、市民のスポーツ参加の拡大、スポーツによる地域活性化を目指します。なお、本計画は、国・県のスポーツ計画を踏まえて策定し、スポーツ基本法において示されている「地方スポーツ推進計画」として位置づけるものです。

結びに、本計画の策定にあたりましては、那須塩原市スポーツ推進審議会、関係団体をはじめとして、市民の皆様から貴重な御意見を頂きました。御協力くださいました関係各位には心より御礼申し上げます。

令和5（2023）年3月

那須塩原市教育委員会

----- 目 次 -----

第Ⅰ章 第2期計画の策定にあたって

(1) 計画の目的	-----	P 1
(2) 計画の位置づけ	-----	P 2
(3) 計画の期間	-----	P 4
(4) 計画におけるスポーツの捉え方	-----	P 4

第Ⅱ章 本市のスポーツをめぐる現状と課題

(1) 市民のスポーツへの関心度	-----	P 5
(2) スポーツ大会、イベントなどの実施状況	-----	P 6
(3) 東京2020オリンピック・パラリンピック 及びいちご一会とちぎ国体・とちぎ大会	-----	P 8
(4) 本市をとりまくスポーツ政策の現状	-----	P 9

第Ⅲ章 計画の基本的な考え方

(1) 基本理念	-----	P 13
(2) 本市スポーツの目指すべき姿	-----	P 13
(3) 計画目標	-----	P 14
(4) 計画の施策体系	-----	P 14

第Ⅳ章 具体的なスポーツ施策の展開

(1) 基本施策1：ライフステージに応じたスポーツ活動の推進	----	P 15
① スポーツをする・はじめる機会の創出	-----	P 15
② 継続的なスポーツ活動の支援	-----	P 15
③ 障害者スポーツの普及による共生社会の実現	-----	P 16
④ 地域における持続可能なスポーツ環境の整備	-----	P 16
(2) 基本施策2：スポーツを身近に感じる環境づくり	-----	P 17
① 誰もがアクセスできるスポーツ環境の提供	-----	P 17
② 持続可能なスポーツ施設の管理運営	-----	P 17
③ スポーツ施設におけるDXの取り組み	-----	P 18
④ 地域資源を生かしたスポーツの推進	-----	P 18
⑤ 地域のスポーツ団体・指導者の育成、支援	-----	P 19
(3) 基本施策3：大規模スポーツ大会・イベントの誘致、支援	----	P 19
① いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会レガシーを活かした 大会・イベント誘致	-----	P 19

- ② スポーツツーリズムなどスポーツを核とした地域活性化事業の推進 -- P 20
- ③ スポーツ推進体制の組織づくり ----- P 20

第V章 計画の推進に向けて

- (1) スポーツ推進・連携体制の確立 ----- P 21
- (2) 計画の進行管理 ----- P 22

資料編 計画策定に係る参考資料

- (1) 用語説明 ----- P 23
- (2) 那須塩原市生涯学習アンケート調査結果（抜粋） ----- P 25
- (3) 計画策定経過 ----- P 34
- (4) 那須塩原市スポーツ推進審議会条例 ----- P 35
- (5) 那須塩原市スポーツ推進審議会委員名簿 ----- P 37

第 I 章 第 2 期計画の策定にあたって

(1) 計画の目的

第 2 期となる本計画においては、市民が生涯にわたり、それぞれのライフステージに応じて、スポーツに親しみ、健康や交流を増進するとともに、スポーツによる地域の活性化を通じて、本市のまちづくりにも寄与することを目的とします。また、このためには、市民や地域を訪れた方の誰もが利用しやすく、身近なスポーツ環境を確保するとともに、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会を契機としたスポーツに触れる機会の拡大を図っていきます。

- ① **スポーツを「する」「みる」「ささえる」を通じて、市民の健康や交流のため、生涯にわたりスポーツに親しむこと**

子どもから高齢者まで、市民が生涯のライフステージにわたり、スポーツを「する」「みる」「ささえる」ことに参加することにより、市民の健康づくりや、交流活動を推進します。
- ② **スポーツによる交流人口の拡大、地域の活性化**

本市において大規模なスポーツ大会を開催し、競技者や関係者の参加による交流の拡大のほか、プロフェッショナルチームや社会人チームの試合開催や、スポーツ合宿の誘致、広く市民が参加できるスポーツイベントの開催を拡大します。こうしたスポーツ大会・イベントや、スポーツツーリズムの推進により、本市を訪れる交流人口を拡大し、地域の活性化によるまちづくりを進めます。
- ③ **誰もがアクセスできるスポーツ環境**

子どもから高齢者まで、障害を持つ方も誰もが親しめるスポーツ施設や、ニュースポーツなどの普及促進を行うなど、スポーツを身近に感じる環境をつくることで、スポーツによる共生社会の実現を目指します。
- ④ **いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会などを契機としたスポーツに触れる機会の拡大**

本市においては、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会の大会競技及びデモンストレーションスポーツを開催し、市民がスポーツに触れる機会を得たほか、東京2020オリンピック・パラリンピックのホストタウン事業などを通じて、国際的な交流の機会が創出されており、今後もこうした財産（レガシー）を継承し拡大を図ります。

(2) 計画の位置づけ

① 第2次那須塩原市総合計画における部門の個別計画

令和5（2023）年度から計画期間となる「第2次那須塩原市総合計画」においては、スポーツに関わる部門として、次のとおり計画が示されており、本計画は、その部門別の個別計画として位置づけることができます。

【第2次那須塩原市総合計画におけるスポーツに関わる部門の計画】

基本政策7 未来を拓く心と体を育むために

施策7 生涯スポーツを充実させる

【施策の目指す姿】

市民の一人ひとりがいつでも、どこでも、いつまでも、それぞれのライフステージに応じた運動やスポーツに親しんでいます。

【成果指標】（目標値：令和9（2027）年度）

■スポーツへの関心度（する）

現状値 80.2% → 目標値 85.0%

■週1日以上スポーツ実施率

現状値 36.4% → 目標値 56.4%（全国平均）

■市スポーツ施設利用者数（年間延べ利用者数）

現状値 297,894人 → 目標値 530,000人

【関連するSDGs達成目標】

スポーツに関わる計画について、平成27（2015）年開催の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において示された「持続可能な開発目標」（SDGs：17ゴール）のうち、関連するゴールは次のとおり、4つのゴールをあげることができます。



■ゴール：3 すべての人に健康と福祉を

誰もがスポーツに参加することにより健康づくりと共生社会を形成します



■ゴール：4 質の高い教育をみんなに

スポーツにおけるフェアプレー精神など、競技力のほか体力・健康の増進以外に、心・技・体ともに高い成長を得られます



■ゴール：7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに

スポーツ施設における再生可能エネルギーの導入などにより、クリーンなエネルギーによるスポーツ環境の向上を図ります



■ゴール：11 住み続けられるまちづくりを

ライフステージに応じてスポーツに参加することができ、スポーツ施設を利用しやすい持続可能なまちづくりを進めます



■ゴール：13 気候変動に具体的な対策を

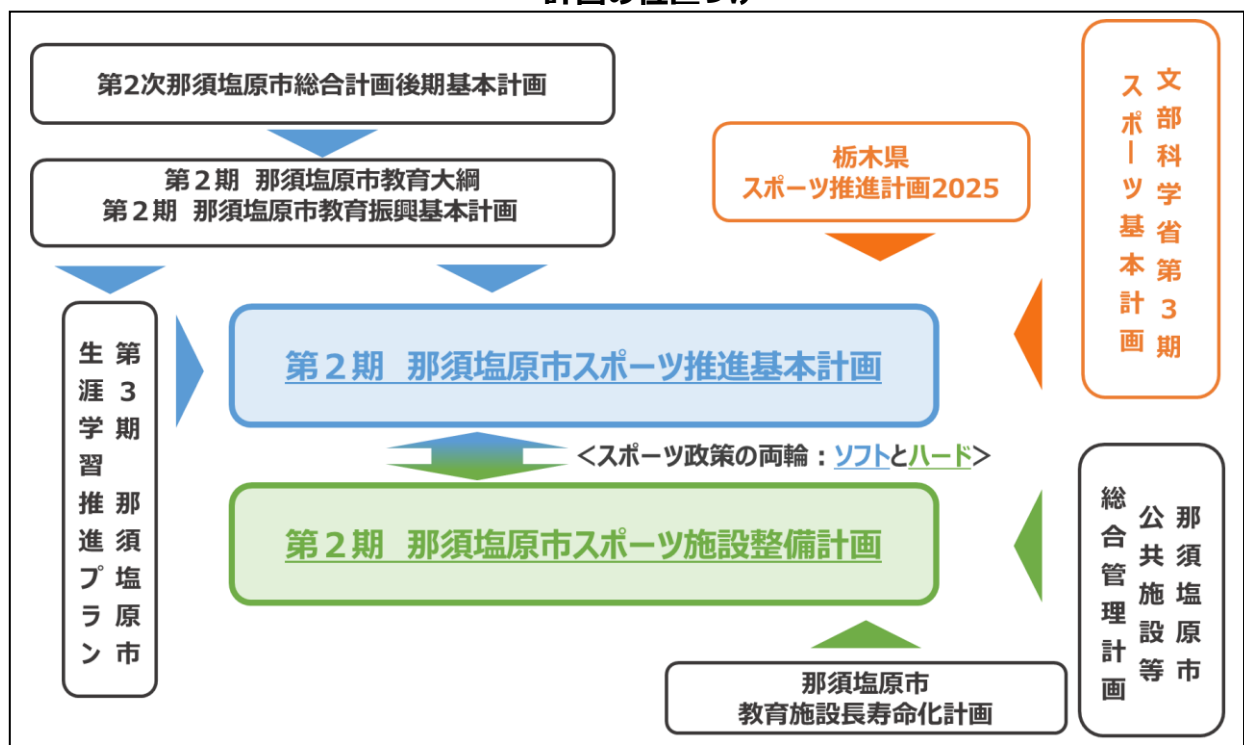
二酸化炭素（CO₂）排出を抑制するスポーツ環境の形成により地球温暖化への抑制を図ります

② 国、県計画との関係

スポーツ基本法に規定される「地方スポーツ推進計画」として位置づけられ、「那須塩原市総合計画」、「那須塩原市教育大綱」、「那須塩原市教育振興基本計画」のもと、その個別計画として、市民のスポーツに関する基本的な施策を示すものです。

また、文部科学省「スポーツ基本計画」、栃木県「栃木県スポーツ推進計画2025」と整合を図り、本市における具体的な推進方策を示します。

計画の位置づけ



(3) 計画の期間

第2期計画は、令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5ヶ年度を計画期間とします。前述したとおり、本計画の上位計画となる「第2次那須塩原市総合計画」と整合を図るため、総合計画と同じ5ヶ年の計画期間とします。

また、本計画とスポーツ振興の両輪となるスポーツ施設の整備を定める「第2期那須塩原市スポーツ施設整備計画」の計画期間10ヶ年のうち前半に相当するものとなります。

R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
第3期 H29～R3		文部科学省 第3期スポーツ基本計画 R4～R8											
		栃木県 スポーツ推進計画2025 R3～R7											
前期基本計画 H29～R4			第2次那須塩原市 総合計画 後期基本計画										
教育振興基本計画 H29～R4			第2期 那須塩原市 教育振興基本計画										
推進基本計画 H29～R4			第2期那須塩原市 スポーツ推進基本計画										
整備計画後期計画 H30～R4			第2期那須塩原市 スポーツ施設整備計画										
那須塩原市教育施設長寿命化計画 R2～R28													
那須塩原市 公共施設等総合管理計画 H29～R28													

(4) 計画におけるスポーツの捉え方

スポーツ基本法において、スポーツは「心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動」と広く捉えられています。

sportsという言葉のラテン語の語源である「deportare」は、「運び去る、運搬する」の意であり、転じて「日々の生活から離れる」気晴らしや遊び、楽しみ及び休養などを示します。

このため、本計画においては、競技スポーツに限らず、レクリエーションや健康づくりのために身体を動かすことから、スポーツ観戦、ボランティア活動まで広い範囲とします。

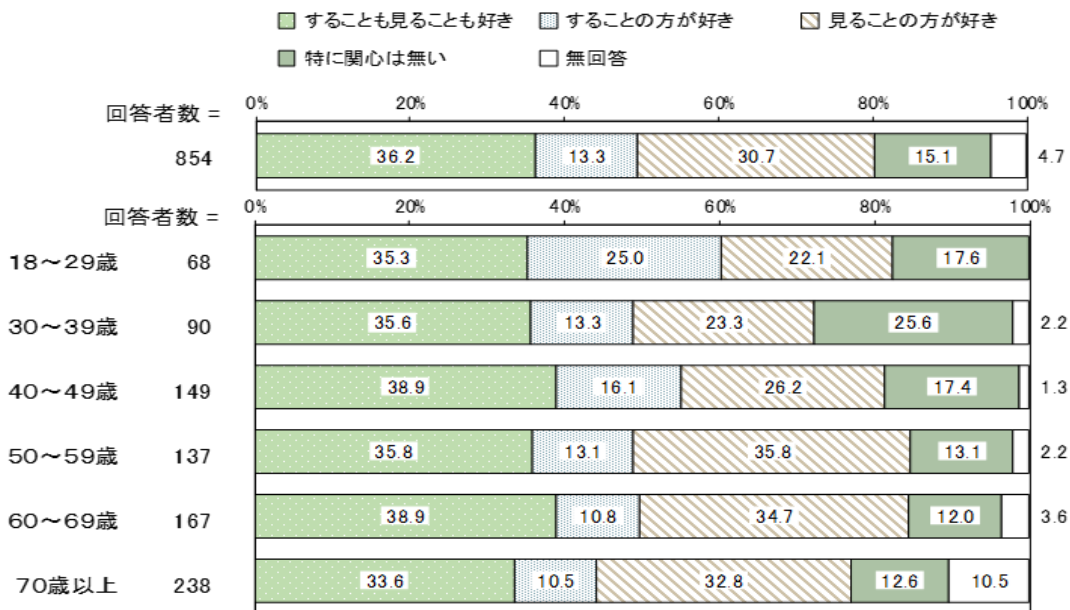
第Ⅱ章 本市のスポーツをめぐる現状と課題

(1) 市民のスポーツへの関心度

令和3（2021）年に実施した「那須塩原市生涯学習アンケート調査」は、市民854人、児童生徒476人、就学前児童保護者87人からの回答を得て、スポーツを含む市民の活動状況を把握しています。

その中で、運動・スポーツを「することも見ることも好き」（36.2%）、「することの方が好き」（13.3%）、「見ることの方が好き」（30.7%）を合わせて80.2%となっており、市民のスポーツへの関心度が高い状況となっています。

【運動・スポーツの関心度】



しかし、週1日以上スポーツを行う人の割合（スポーツ実施率）は、18歳以上の市民全体で36.4%（その内30歳～50歳では22～27%）であり、国（56.4%）、県（53.5%）を下回っており、課題となっています。

またもう1つの課題として、30歳から50歳代の女性で「ほとんど運動をしていない」人の割合は50%を超えています。

(2) スポーツ大会、イベントなどの実施状況

① 主なスポーツ大会、イベント

市では、様々なスポーツ大会、イベントを開催又は支援しています。

主な事業とともに、直近の開催状況を以下に示します。

■ 那須塩原市駅伝競走大会

〔令和3（2021）年10月2日（土曜日） 那須野が原公園〕

■ 那須塩原市小学校対抗駅伝競走大会

〔令和4（2022）年11月19日（土曜日） 那須野が原公園〕

■ 県学童少年少女駅伝競走大会

〔令和4（2022）年12月3日（土曜日） 那須野が原公園〕

■ 2022東日本学生トライアスロン選手権那須塩原大会

〔令和4（2022）年6月26日（日曜日） 戸田調整池周辺〕

■ 那須塩原市キッズトライアスロン大会

〔令和4（2022）年8月28日（日曜日） 那珂川河畔公園プールなど〕

■ 那須塩原クリテリウム

〔令和4（2022）年10月23日（日曜日） 那須塩原駅周辺〕

■ JAPAN PLAYERS CHAMPIONSHIP

〔令和4（2022）年6月23日（木曜日）

～26日（日曜日） 西那須野カントリークラブ〕

■ JAPAN PLAYERS CHAMPIONSHIP開催記念市民ゴルフ大会

〔令和4（2022）年12月18日（日曜日） 西那須野カントリークラブ〕

■ 栃木ゴールデンブレース公式戦

〔令和4（2022）年8月21日（日曜日） くらいそ運動場〕

■ JDリーグ（女子ソフトボール）那須塩原ラウンド

〔令和4（2022）年5月21日（土曜日）

～23日（月曜日） くらいそ運動場〕

② 市スポーツ協会、市スポーツ推進委員の活動

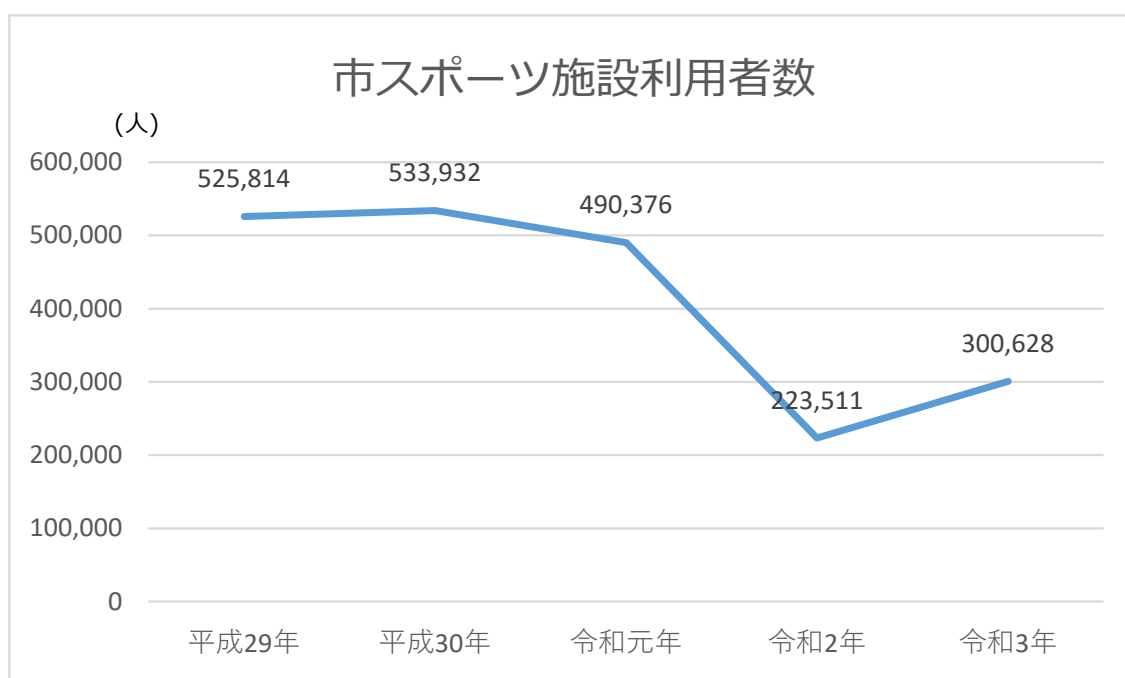
市スポーツ協会には、35団体の加盟団体（スポーツ競技、レクリエーション競技）があり、会員数は2,798人（令和4年5月末日時点）となっています。各加盟団体では、大会や市民向け教室、練習会などを開催し、積極的に各競技の普及に努めています。なお、協会ホームページでは各大会、教室の周知を行っています。

また、市スポーツ推進委員は、本市のスポーツ振興に取り組んでおり、令和4年4月1日現在で54人が活動しています。

推進委員は、出前講座や各種イベントでスポーツの指導を行い、特に「ポッチャ」、「さいかつぼーる」などのニュースポーツや、「ウォーキング」の普及、指導に力を入れ、市民のスポーツ活動を支えています。

③ 公共施設の利用状況

市内にはスポーツ施設が9施設あり、その利用状況は以下のとおりです。



新型コロナウイルス感染症の影響で、利用実績は大きく落ちていますが、平成29年から令和元年までの3か年平均の延べ人数は年間50万人前後となっており、多くの方々が利用する施設となっています。

しかし、施設の管理運営費は平均で2億7千万円/年であり、施設利用料による経費回収率は10%程度となっています。

今後も、適切なスポーツ環境を市民に提供していくには、収支の改善を図る必要があり、市民のスポーツ活動の参加向上策や観光資源を活用したスポーツ大会の誘致など、スポーツ収入以外の収益機会の獲得も目指すとともに、施設利用料及び減免規定などの見直しも検討する必要があります。

(3) 東京2020オリンピック・パラリンピック 及びいちご一会とちぎ国体・とちぎ大会

① 東京2020オリンピック・パラリンピックについて

本市は、国際姉妹都市を締結したリンツ市のあるオーストリア共和国から、令和3（2021）年に開催された東京2020オリンピック競技大会において、トライアスロンオーストリア代表チームの事前キャンプ受入を実施しました。

この受入にあたっては、全国に105自治体が登録された共生社会ホストタウンの1つとして、事前キャンプ支援、同じオーストリアのホストタウンである自治体の協働によるオーストリア横連携事業、アスリートなどとの交流事業などを展開してきました。

コロナ禍でありましたが、オンラインの活用などにより様々な事業に取り組んでおり、今後、こうした活動を財産（レガシー）として活用し、継続的にスポーツを通じた交流を図ることが求められます。

② いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会について

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会では、市内で6つの競技と、2つのデモンストレーションスポーツが開催されました。

開催にあたっては、くろいそ運動場のテニスコート増設や、青木サッカー場の人工芝の更新を行い、大会準備を整えたところです。

No	競技名	会場	期日	備考
競技大会				
1	サッカー	青木サッカー場	10月3日～4日	少年女子
2	ソフトテニス	くろいそ運動場	10月7日～10日	
3	ゴルフ	ホウライカントリー倶楽部、 塩原カントリークラブ、 西那須野カントリー倶楽部	10月5日～7日	成年男子、女子、壮年男子
4	トライアスロン	戸田調整池周辺	10月2日	
5	馬術	地方競馬教養センター	10月6日～10日	
6	ボッチャ	にしなすの運動公園	10月29日～30日	障害者競技
デモンストレーションスポーツ				
1	キッズトライアスロン	那珂川河畔公園周辺	8月28日	
2	さいかつぼーる	にしなすの運動公園	9月11日	

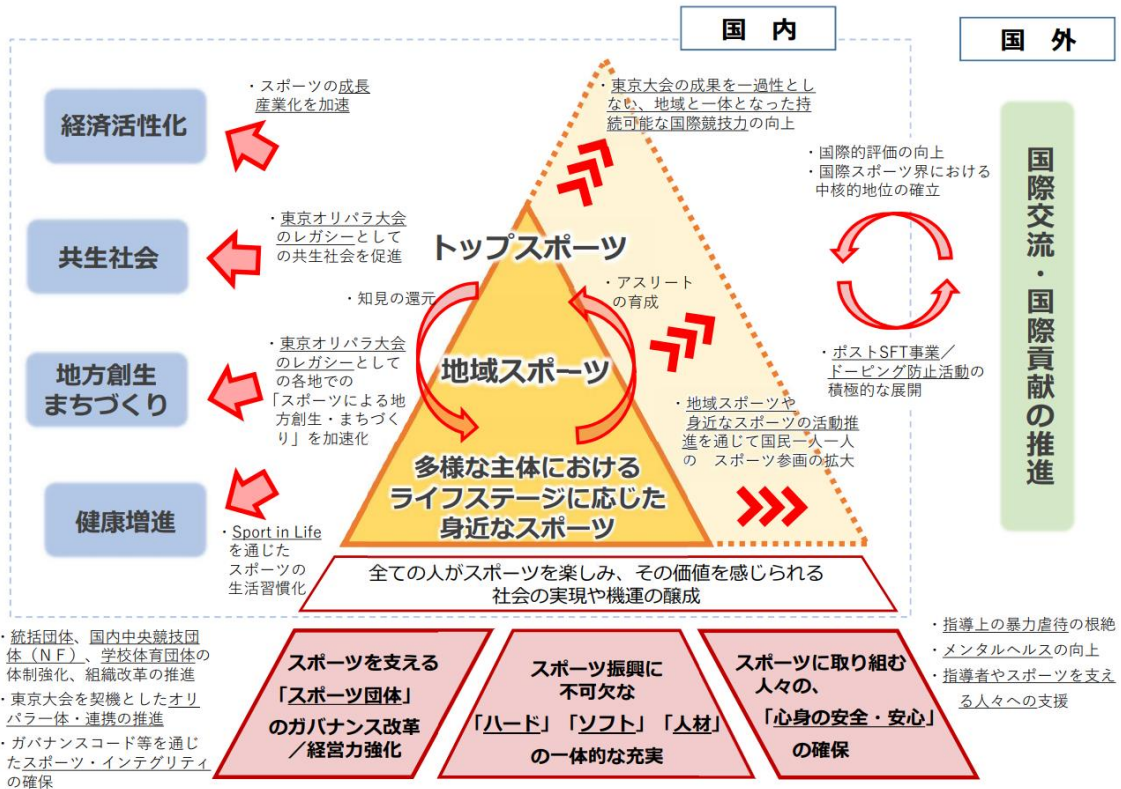
(4) 本市をとりまくスポーツ政策の現状

① 文部科学省「第3期スポーツ基本計画」

スポーツ基本法に基づき、令和4（2022）年に第3期となるスポーツ基本計画が定められ、国としての基本的なスポーツ政策が示されました。

この計画では、スポーツの広がりについて、トップスポーツの国際競技力向上を図るほか、地域スポーツや、ライフステージに応じた身近なスポーツを通じて国民一人ひとりのスポーツ参画拡大を目指すこととしています。

この結果、スポーツの生活習慣化による「健康増進」、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーとして、スポーツによる「地方創生・まちづくり」を加速化すること、「共生社会」を促進するものとしています。このほか、国としては、スポーツの成長産業化を加速することで「経済活性化」に寄与することを目指しています。



東京オリンピック・パラリンピック競技大会（東京大会）のスポーツ・レガシーの発展に向けて、特に重点的に取り組むべき施策とともに、次の「新たな3つの視点」が示されています。

- 1 スポーツを「つくる／はぐくむ」
- 2 「あつまり」、スポーツを「ともに」行い、「つながり」を感じる
- 3 スポーツに「誰もがアクセス」できる

このため、本市の計画では、これらを具体化していくことが求められます。

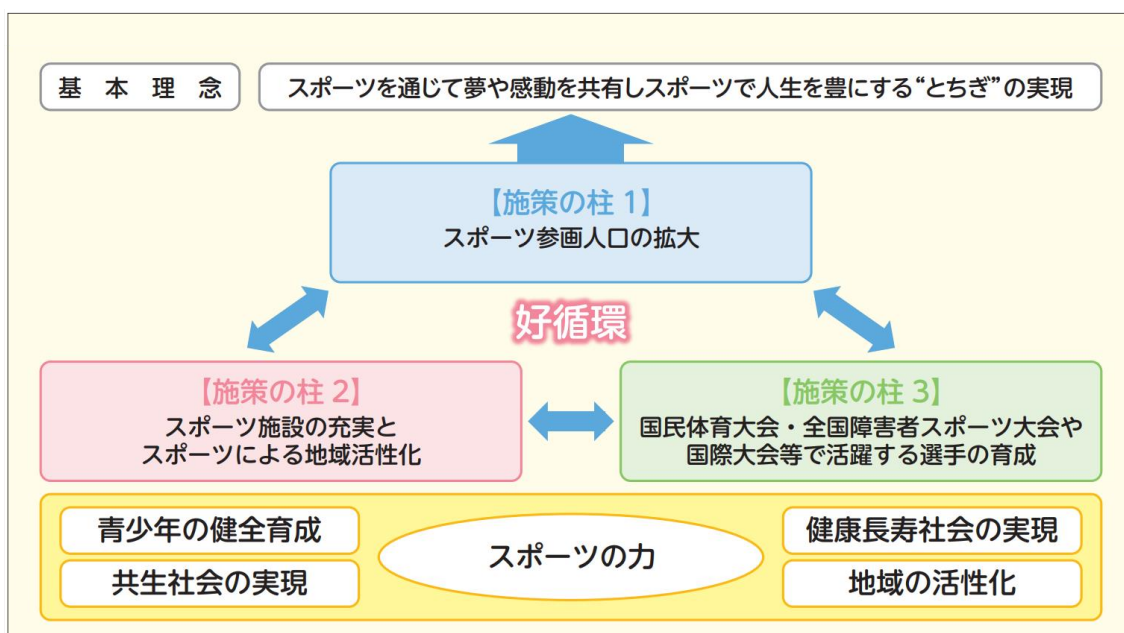
② 栃木県「栃木県スポーツ推進計画2025」

栃木県における「地方スポーツ推進計画」は、国のスポーツ基本計画を踏まえ、「栃木県スポーツ推進計画2025」が策定されています。この計画は、県総合計画である「とちぎ未来創造プラン」と、県の教育振興の政策を示す「栃木県教育振興基本計画2025」のスポーツ分野の計画として位置づけられています。

県スポーツ推進計画の基本理念として、「スポーツを通じて夢や感動を共有し、スポーツで人生を豊かにする“とちぎ”の実現」を掲げています。スポーツの力を「青少年の健全育成」「共生社会の実現」「健康長寿社会の実現」「地域の活性化」と捉えています。

この上で、具体的な3つの施策として、「スポーツ参画人口の拡大」「スポーツ施設の充実とスポーツによる地域活性化」「国民体育大会・全国障害者スポーツ大会や国際大会などで活躍する選手の育成」を位置づけて、それぞれが好循環をもたらすことを目指すものとなっています。

県スポーツ推進計画を踏まえ、本市計画においては、スポーツ参画の拡大、スポーツ施設の充実、スポーツによる地域活性化、選手の育成などの政策を検討することが想定されます。



③ スポーツにおけるDX、eスポーツ

近年、社会のあらゆる分野において、IoT（インターネットによる情報技術）を用いた新しいサービスの提供や、これまでアナログにより行われていた手続きなどをデジタル化することにより、利便性の向上、迅速化が図られてきています。また、国の情報技術・産業政策においてデジタル・トランスフォーメーション（DX）、デジタル技術の活用を通じて組織を変革し、顧客ニーズを満たすことで競争力を向上させることを官民の広い分野で進めていくことが

示されています。国としては、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」に留意することが求められるとしています。

スポーツ分野においては、遠隔地で開催される競技大会やイベントの中継や、スタジアム内において試合や選手の情報をスマートフォンなどで得るシステム、スポーツ施設予約手続き、利用料支払いをデジタル化することなどがこれにあたります。

このほか、エレクトロニック・スポーツ（eスポーツ）は、電子機器を用いて行う娯楽、競技、スポーツ全般を指す言葉として、コンピューターゲーム、ビデオゲームを使った対戦をスポーツ競技として捉えられるものとなっています。国として、eスポーツの関連産業などへの波及効果を見込み、健全な育成を進めることとしていますが、地域においては、高齢者の健康増進や世代交流に活用する事例が出てきており、今後のスポーツ政策における取り扱いを検討していくことが求められます。

④ プロスポーツのすそ野拡大

本市には、ゴルフ場が設置されており、プロ選手の大会である「JAPAN PLAYERS CHAMPIONSHIP」が開催されています。また、プロ野球独立リーグであるBCリーグ所属の栃木ゴールデンブレーブスの公式戦の開催や、令和4（2022）年には、女子ソフトボールの最高峰となるJDリーグの那須塩原ラウンドを開催し、本市において集客の見込むことのできるプロフェッショナルスポーツが行われています。

このほか、豊かな自然環境を活用して、プロサイクルロードレースチームである「那須ブラーゼン」も練習拠点として活動しています。那須ブラーゼンは、東京2020オリンピック競技大会のトライアスロンオーストリア代表チームの事前合宿においても、サイクリング競技の練習パートナーを務めた国際的な活動のできるチームです。

このように集客が見込まれるプロフェッショナルスポーツ大会やイベント開催を支援するほか、これらと地域の自然環境も併せてスポーツ資源とし、本市における地域スポーツの発展とプロスポーツによる地域活性化を図ることが期待できます。

⑤ スポーツツーリズム

本市は自然環境に恵まれ、全国でも有数な塩原温泉、板室温泉を有しているほか、東北新幹線、JR宇都宮線、東北自動車道、国道4号の幹線道などの交通の利便性に優れています。スポーツをする、みることを目的に地域を訪れて、滞在し、あわせて観光などをする、スポーツツーリズムによる地域活性化を図ることが見込まれます。

具体的には、スキー、サイクリングなどや、市内の地形を活かした競技大会開催のほか、体育館やテニスコート、野球場、サッカー場などの市内施設を活用し、合宿や練習の場として活性化を図ることが期待できます。

このためには、スポーツ施設と宿泊及び滞在施設の連携や、スポーツ合宿などの情報提供などの支援が必要となります。スポーツツーリズムにより活性化している他地域の例では、インターネットの民間の合宿地情報サイトに自地域の合宿施設の情報提供を更新したり、一定の条件を満たす合宿団体に一部費用補助を実施している例があります。こうした市内での合宿の拡大への支援について検討が求められます。

第三章 計画の基本的な考え方

(1) 基本理念

「市民ひとり1スポーツ」による スポーツ・健康まちづくり

スポーツの持つ力は、競技力を向上するだけでなく、スポーツをすることによる健康増進、交流の活発化、楽しみや生きがいづくりに資するものです。また、スポーツを見ることで多くの市民がスポーツに参画できるほか、本市においてスポーツ競技大会やイベントを開催し、多くの観覧者が訪れることで市内外の交流が拡大します。

さらに、スポーツボランティアとして、市民の誰もが様々なかたちでスポーツに参画することで、スポーツを「する」「みる」「ささえる」の実現に寄与することができます。

このほか、本市は豊かな自然環境を持ち、大都市圏からも高速道路、新幹線によりアクセスしやすい立地にあります。近年開催された大規模スポーツ大会や交流経験のレガシーを活用し、さらに発展させ、スポーツ合宿などスポーツツーリズムによる市外からの宿泊・滞在を推進するため、様々な分野での連携を進めます。

このように市内を対象としたインナー政策と、市外を対象としたアウトター政策をどのように連動させていくのかが重要であることから、「市民ひとり1スポーツ」を通じて、市民の健康増進を図りながら、地域の活性化によるまちづくりを目指します。

(2) 本市スポーツの目指すべき姿

本計画においては、前述した基本理念『「市民ひとり1スポーツ」によるスポーツ・健康まちづくり』に基づき、市民がそれぞれの立場で、ライフステージに応じて、運動やスポーツに、「する」「みる」「ささえる」など様々な形で参画していることが将来の目指すべき姿となります。

このため、その実現に向けて各種のスポーツ施策に取り組みます。

**市民の一人ひとりがいつでも、どこでも、いつまでも、
それぞれのライフステージに応じた運動やスポーツに親しんでいます**

(3) 計画目標

本市スポーツの目指すべき姿は、市民の一人ひとりが運動やスポーツに親しんでいて、する、みる、ささえるなど、様々なかたちによりスポーツに参画することであり、計画目標を以下のとおりとします。

■ 週1日以上スポーツ実施率

現状値 36.4% (令和3年度)

→ 目標値 56.4% (全国平均) (令和9年度)

(4) 計画の施策体系

基本理念に基づき、本市スポーツの目指すべき姿、それを具体的に定めた計画目標を実現するために、次の3つの基本施策により、本市におけるスポーツ施策を展開します。

「市民ひとり1スポーツ」によるスポーツ・健康まちづくり

基本施策1

ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

基本施策2

スポーツを身近に感じる環境づくり

基本施策3

大規模スポーツ大会・イベントの誘致・支援

第Ⅳ章 具体的なスポーツ施策の展開

(1) 基本施策 1：ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

① スポーツをする・はじめる機会の創出

市民ひとり1スポーツを実現するために、初心者教室及び体験会などにより、スポーツをはじめる機会を継続的に提供することと、団体スポーツなどの活動支援を行います。

さらに、かつてはスポーツをしていたものの、時間がない、きっかけがないためにスポーツができないという市民に対しては、軽運動のほか教室及び体験会などの情報提供を行います。

なお、比較的若い世代や女性のスポーツ実施率が低いことから、こうした方々をターゲットとした事業実施についても検討していきます。

【具体的に取り組む施策】

- ・初心者教室及び体験会の開催
- ・ウォーキング教室、ニュースポーツ教室など誰でも気軽に始められるスポーツの機会の提供

② 継続的なスポーツ活動の支援

すでにスポーツを実施している市民に対しては、各競技団体が開催するスポーツ教室や練習会などの場所、機会及び器具を支援することにより、継続してスポーツを実施し、競技力を向上できるよう取り組みます。

また、スポーツによる健康増進を図るため、スポーツ施設に限らず、保健センターや医療機関及び福祉施設と連携し、それぞれの利用者に応じたスポーツ推進委員などの派遣を支援します。こうしたスポーツによる競技力向上や健康増進のために、若年層から高齢層までの各年代において参加できるスポーツ教室などを体系化し、プログラムとして、あらゆる年代が、いつでも、どこでも参加できるようにスポーツ教室が開催されるよう努めます。

【具体的に取り組む施策】

- ・各競技団体のスポーツ教室の支援
- ・健康増進のためのスポーツ支援
- ・各年代におけるプログラムの提供

③ 障害者スポーツの普及による共生社会の実現

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会では、本市は共生社会ホストタウンとして登録を行い、パラアスリートとの交流事業に取り組むとともに、いちご一会とちぎ大会ではボッチャの会場ともなりました。こうした大規模大会をレガシーとして、障害者スポーツに身近に参加でき、支える環境ができたことから、引き続き、関係機関、団体と連携しスポーツ教室、体験会の開催を支援し、障害者スポーツの普及を図ります。

また、障害者スポーツの実施にあたり、市民がボランティアとして支えるほか、障害の有無にかかわらず誰もが一緒に競技に参加する、インクルーシブスポーツの体験会を開催し、ともに参加できる機会を創出することにより、共生社会の実現を目指します。

【具体的に取る施策】

- ・障害者スポーツ教室、体験会の支援、開催
- ・障害者スポーツへのボランティア参加
- ・インクルーシブスポーツの機会創出

④ 地域における持続可能なスポーツ環境の整備

国では、中学校をはじめとして、学校教育において、これまで子どものスポーツ活動を体育授業とともに担ってきた部活動について、教師の負担などを考慮し、部活動の地域移行を進めることとしています。

本市では、学校のスポーツ活動に参加している子どもが、将来にわたり引き続き、充実したスポーツ活動に参加でき、競技力向上、地域との交流を進めるために、まずは、中学校区を基本として、小中学生を対象とした合同練習会や講習会を実施します。また、部活動を指導する教師にその競技経験がないなどの場合は、地域の方々を外部指導員として派遣します。さらに、受け皿となる地域スポーツ団体等の育成、支援を行います。これらの取り組みを進めながら、地域における子どもの持続可能なスポーツ環境を整備します。

【具体的に取る施策】

- ・中学校区を基本とした小中学生の合同練習会及び講習会の実施
- ・学校部活動への外部指導者の派遣
- ・地域における指導者の拡大、育成

(2) 基本施策2：スポーツを身近に感じる環境づくり

① 誰もがアクセスできるスポーツ環境の提供

市民がスポーツに親しむため、施設面において、誰もがアクセスできる、利用しやすく安全なスポーツ環境づくりを進めます。具体的には、建築基準法上の旧耐震基準による建築物や、老朽化し改修が必要な施設の更新を図るとともに、ユニバーサルデザインを考慮して大規模修繕などを実施していきます。

また、地球温暖化の抑制を目指し、温室効果ガス排出量を削減するため、スポーツ施設の照明設備のLED化にも取り組んでいきます。

なお、具体的なスポーツ施設の整備への取り組みは、「第2期スポーツ施設整備計画」において定めるものとします。

【具体的に取る施策】

- ・安全で安心なスポーツ環境の向上
- ・スポーツ施設の脱炭素化（照明LED化など）

② 持続可能なスポーツ施設の管理運営

現在、スポーツ施設の運営には、サービス向上と経費削減のため、指定管理者制度を導入していますが、コロナ禍以前の利用水準まで戻らない状況であり、今後、より効率的なスポーツ施設の管理運営について検討します。

また、スポーツ施設の収支向上のため、ネーミングライツやクラウドファンディングなどの取り組みのほか、利用料金や減免措置の範囲の見直しなどの検討も進めます。

さらに、老朽化したスポーツ施設の将来の維持、更新においては、PPP／PFI事業などによる民間資本・ノウハウを活用した手法の導入を進めます。

【具体的に取る施策】

- ・効率的なスポーツ施設の管理運営
- ・スポーツ施設の収支向上（民間運営導入による収支改善、減免措置の見直し）
- ・将来に向けてのスポーツ施設維持、更新

③ スポーツ施設におけるDXの取り組み

スポーツ施設の予約、利用手続き、利用料収受において、DX（デジタル・トランスフォーメーション）を進め、Webサイトなどによる申込み、キャッシュレス決済など、非接触による利用環境の促進を図ります。また、スポーツ施設情報についても、指定管理者ごとに提供されているため、予約などを含めた分かりやすく利用しやすい情報提供に努めます。

なお、DX推進、Webサイト活用にあたっては、紙面や電話などでの利用環境を当面残すなど、誰もが利用できることに留意します。

【具体的に取る施策】

- ・スポーツ施設の予約、利用環境の向上（DX推進）
- ・スポーツ施設情報の提供拡大

④ 地域資源を活かしたスポーツの推進

本市は高低差があり、豊かな自然に恵まれた環境であり、この自然資源を活かしたスポーツ大会、イベントのほか、練習拠点など、アクティビティの造成を行います。

また、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会を契機として整備が進んだサッカー場、テニスコートがあり、こうした既存の施設を活用したスポーツを推進します。

なお、令和元年度まで実施してきた那須塩原ハーフマラソンについては、コース周辺の変化、参加者数の減少などを踏まえ、今後のあり方を検討していきます。

【具体的に取る施策】

- ・自然環境を活かしたスキー、トライアスロン、自転車、ゴルフなどの推進
- ・既存スポーツ施設を活かしたスポーツの推進

⑤ 地域のスポーツ団体・指導者の育成、支援

スポーツに親しむ環境をつくるためには、施設環境とともに、指導者の確保が必要であり、本市においても、地区別、競技別の指導者の育成を進めます。

市スポーツ協会の組織強化を進めるとともに、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブなどの団体への指導や、資格取得なども含めた支援を行います。

また、障害者スポーツについては、指導員に限られるため、指導者養成講座への派遣などの支援を通じて、障害者スポーツ指導員などの育成・普及を図ります。

さらに、持続可能な指導体制を構築するためには、指導の仕組みを確立することが求められ、講習会の開催などを支援します。

【具体的に取る施策】

- ・スポーツ団体などの育成、強化
- ・地区、競技別の指導者の育成
- ・障害者スポーツの指導者の育成
- ・指導者に対する講習会の開催

(3) 基本施策3：大規模スポーツ大会・イベントの誘致、支援

① いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会

レガシーを活かした大会・イベント誘致

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会開催にあたって整備したスポーツ施設を活用し、大規模な市内外を対象とした競技大会やイベントを開催するほか、プロフェッショナルスポーツなどの支援、イベントの誘致を図ります。

このほか、障害者スポーツ競技会やイベントについても誘致を図り、市民誰もがスポーツに参加できるよう取り組みます。

【具体的に取る施策】

- ・プロスポーツなどの試合、イベントの誘致
- ・国際大会、全国大会などの大規模大会の誘致
- ・障害者スポーツ競技会、イベントの誘致

② スポーツツーリズムなどスポーツを核とした地域活性化事業の推進

本市は恵まれた自然環境と全国有数の温泉地として多くの宿泊施設を有するとともに、大都市圏からの交通アクセスも良好であることから、スポーツ合宿などスポーツで人を動かす仕組みづくりを進めるスポーツツーリズムの振興を図ります。

具体的な、練習・食事・宿泊・移動・観光のプログラムを開発し、情報発信にも力を入れるとともに、様々なスポーツコンテンツを活かしたわくわくドキドキのスポーツツーリズムにより、地域活性化とまちづくりにつなげます。

【具体的に取る施策】

- ・スポーツツーリズムのプログラム開発
- ・スポーツトレーニングキャンプ（合宿）誘致
- ・スポーツツーリズムの情報提供

③ スポーツ推進体制の組織づくり

これまで述べてきたスポーツ施策を進めるために、様々な分野と連携を図るとともに、スポーツ大会・イベント誘致、スポーツツーリズムなどの開催、地域との調整を図る機能を備えた横断的な組織として、スポーツコミッションを推進する体制づくりに取り組みます。

また、いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会では多くのボランティアが大会運営に携わっていたり、今後の大規模イベント開催にあたり、スポーツボランティアを登録・組織化することで、継続的な事業実施体制の拡充を図ります。

【具体的に取る施策】

- ・市庁内外のスポーツ組織の連携
- ・スポーツコミッションを推進する体制づくり
- ・スポーツボランティア組織体制

第Ⅴ章 計画の推進に向けて

(1) スポーツ推進・連携体制の確立

① 市関係部署・関係団体の連携

本計画の推進にあたっては、市の各部署が連携するだけでなく、スポーツ関連団体、関連民間事業者が連携して推進することが求められます。

このため、スポーツ振興課が中心となり、那須塩原市スポーツ協会、加盟団体及びスポーツ施設を運営する市内事業者などが連携し、スポーツ政策を推進できる体制を確立します。

② 観光宿泊業・交通輸送業などの関係事業者との連携

大規模なスポーツ大会及びイベントの開催やスポーツ合宿などによるスポーツツーリズムの展開のためには、前述したスポーツ関連組織だけでなく、観光宿泊業、交通輸送業などの関係業界との連携を図る必要があります。

当面、大規模なスポーツ大会・イベントなどの誘致を図る際に、関係する事業者と連携し、観覧者及び来訪者の視点に立ったサービスのあり方を検討していきます。

③ スポーツコミッション組織の設立推進

前述の①、②の取り組みを進めながら、これらの関係者とともに、本市のスポーツ振興を進める、スポーツコミッション組織の設立を推進します。

なお、こうした事業を進めるにあたってはコーディネーターが重要であることから、人材の育成にも取り組んでいきます。

(2) 計画の進行管理

① 成果目標に対する市民アンケートによる達成度把握

本計画の目標として、週1日以上スポーツ実施率56.4%（全国水準）を定めているため、計画期間の中間（2年目又は3年目）年度と、最終年度に市民アンケートによりスポーツ実施率を把握します。

② 次期市総合計画のPDCAと連動した本計画の進行管理

本計画は、次期総合計画の計画年度と同じ開始年度であり、部門計画に位置づけられるため、総合計画PDCA（達成度把握と対策）と連動した進行管理に取り組みます。

資料編 計画策定に係る参考資料

(1) 用語説明

① いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会

令和4（2022）年に栃木県で開催される第77回国民体育大会。昭和55（1980）年の第35回国民体育大会（栃の葉国体）以来、42年ぶりとなる。競技得点の対象になる「正式競技」のほか、「特別競技」「公開競技」「デモンストラーションスポーツ」といった競技を実施。

② レガシー

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、大会を通じて実績・経験が積み重ねられた交流、ホスピタリティなどの文化を財産（レガシー）として後世に継承、活用していく考え方。

③ スポーツ基本法

スポーツに関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力などを明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めるもの。（文部科学省公式Webサイトをもとに作成）

④ 地方スポーツ推進計画

スポーツ基本法第十条に、都道府県及び市町村の教育委員会を管理し、及び執行することとされた地方公共団体は、スポーツ基本計画を参酌（参考と）して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（「地方スポーツ推進計画」という）を定めるよう努めるものと規定。

⑤ eスポーツ

eスポーツとは、「エレクトロニック・スポーツ」の略で、広義には、電子機器を用いて行う娯楽、競技、スポーツ全般を指す言葉であり、コンピューターゲーム、ビデオゲームを使った対戦をスポーツ競技として捉える際の名称。（スポーツ庁公式webサイトをもとに作成）

⑥ インクルーシブスポーツ

障害の有無や年齢、性別、国籍などを問わず誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会である共生社会の実現

に向けた取り組みを推進する、各人の適正にあったスポーツ活動。（横浜市スポーツ協会公式Webサイトをもとに作成）

⑦ SDGs

「Sustainable Development Goals」（持続可能な開発目標）の略。2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓うもの。（環境省公式Webサイトをもとに作成）

⑧ カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。2020年10月、政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言。「排出を全体としてゼロ」というのは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。（環境省脱炭素化ポータルサイトをもとに作成）

⑨ 脱炭素化

CO₂などの温室効果ガスの排出を抑えるほか、排出した温室効果ガスを回収し、温室効果ガスを「実質ゼロ（差し引きゼロ）」にする（カーボンニュートラル）という考え方、取り組み。（一般社団法人エネルギー情報センターWebサイトをもとに作成）

⑩ ユニバーサルデザイン化

バリアフリーは、障害によりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種などにかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。（「障害者基本計画」の用語説明をもとに作成）

⑪ DX

DXとは、デジタル・トランスフォーメーションの略。デジタル化により社会や生活の形・スタイルが変わることを意味する。（中小企業庁Webサイトをもとに作成）

⑫ スポーツツーリズム

スポーツの参加や観戦を目的として地域を訪れたり、地域資源とスポーツが融合した観光を楽しむ ツーリズムスタイル。（スポーツ庁Webサイトをもとに作成）

(2) 那須塩原市生涯学習アンケート調査結果（抜粋）

① アンケート調査実施概要

令和3（2021）年度に実施した、那須塩原市生涯学習アンケートは、つぎのとおり調査されたものです。

【調査対象】

- (i) 那須塩原市子どもの生活及び読書に関するアンケート
 - ・就学前児童保護者：市内の保育園・幼稚園・認定こども園の年中児の保護者を市が10施設程度選出
 - ・児童・生徒：市内の小学校5年生、中学校2年生、高等学校2年生を対象に、小学校7校、中学校5校、高等学校4校で市が選出
- (ii) 那須塩原市生涯学習・青少年・生涯スポーツに関するアンケート
 - ・市民：那須塩原市在住の満18歳以上の2,000人を無作為抽出

【調査期間】

令和4（2022）年1月12日から1月31日

【調査方法】

郵送による配布・回収
インターネットによる回答

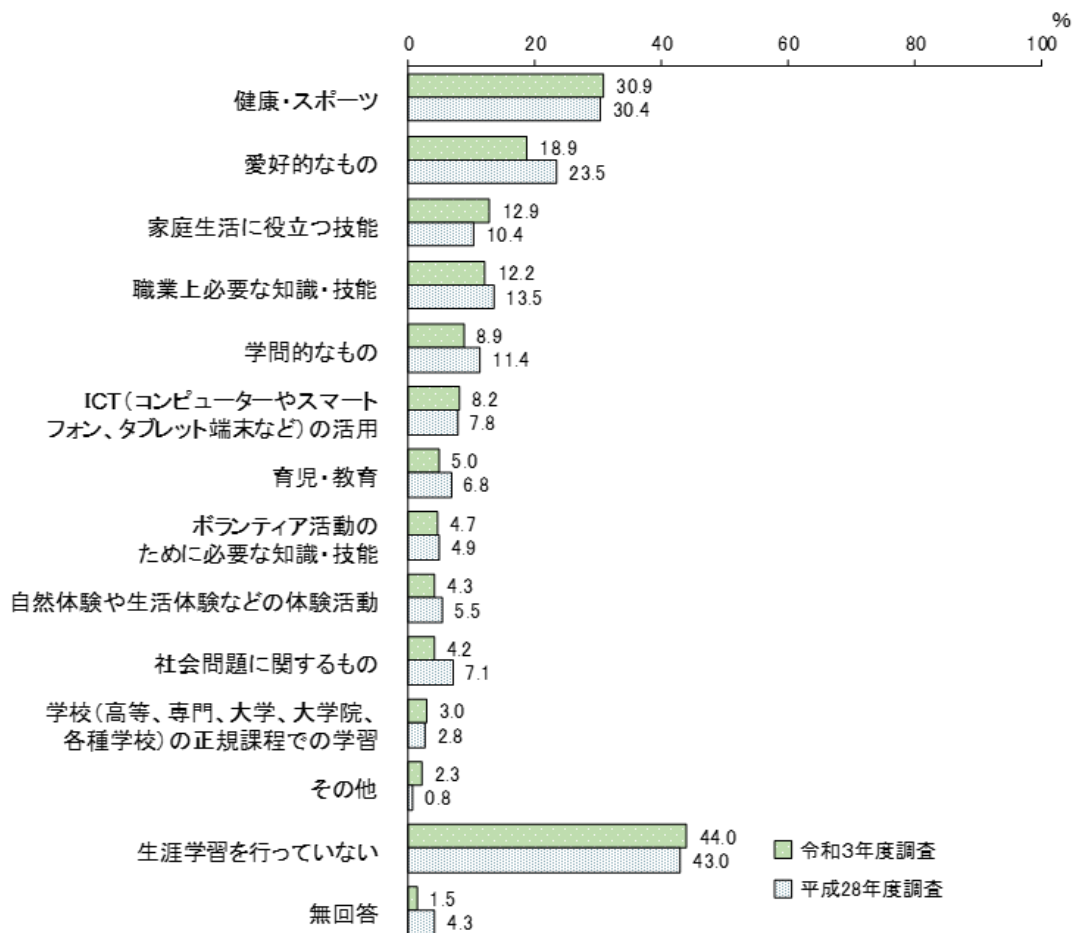
【回答状況】

	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童保護者	200通	87通	43.5%
児童・生徒	600通	476通	79.3%
市民	2,000通	854通	42.7%

② スポーツに関するアンケート結果

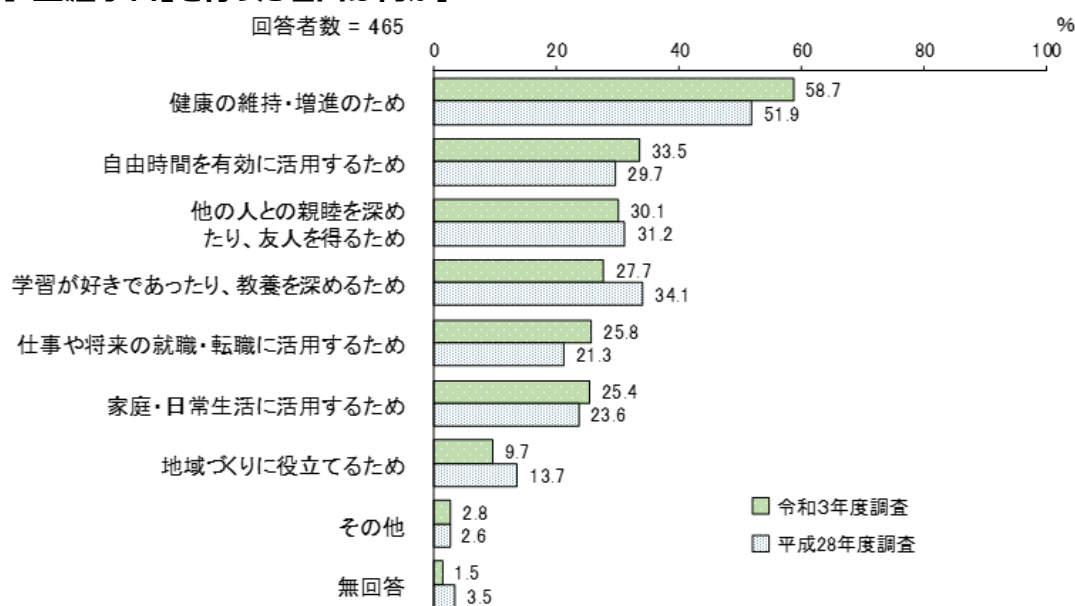
この生涯学習アンケートのうち、本計画において取り上げたデータ以外に、スポーツ活動に関するアンケート回答結果を、参考として以下に示します。

【この2～3年くらいの間に、次に示す「生涯学習」を行ったか】



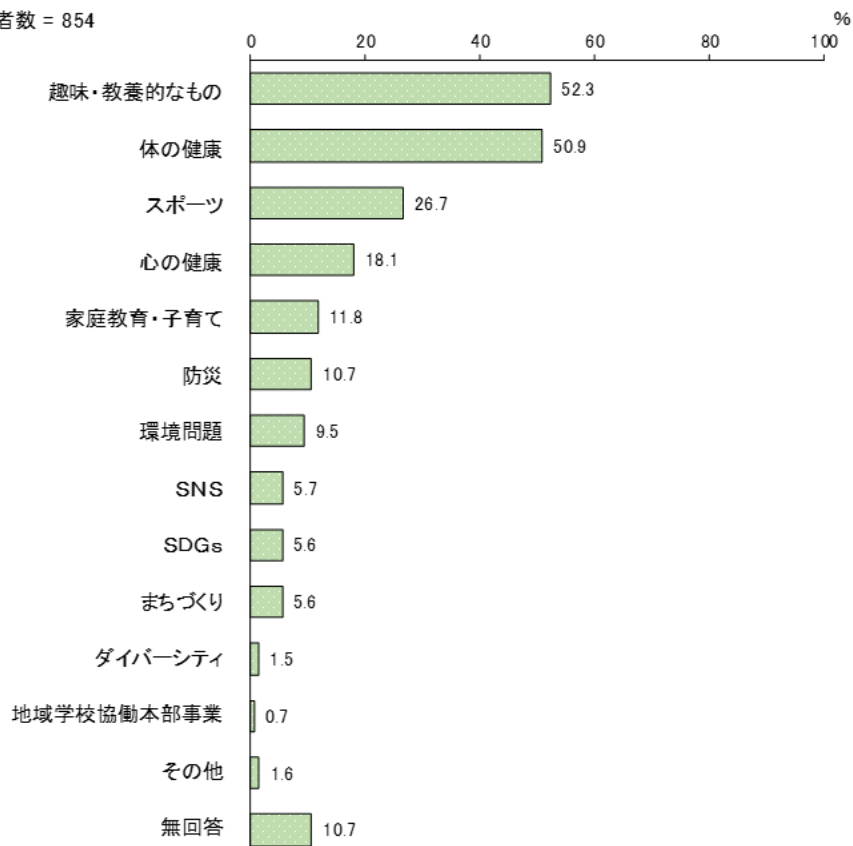
【「生涯学習」を行った理由は何か】

回答者数 = 465



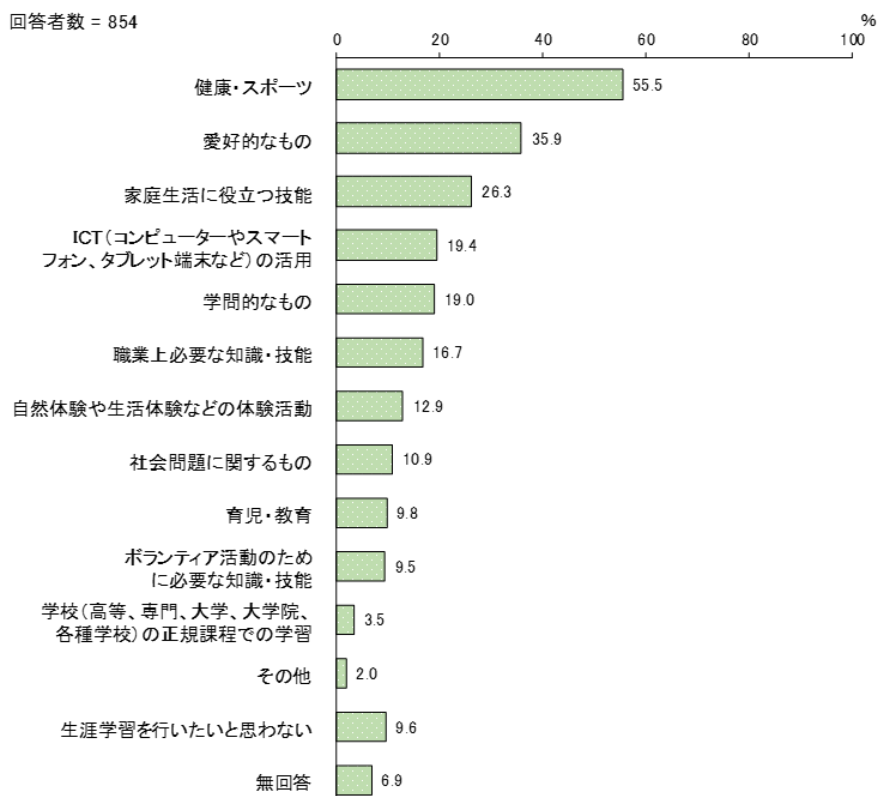
【次のうち、関心の高い内容は何か】

回答者数 = 854

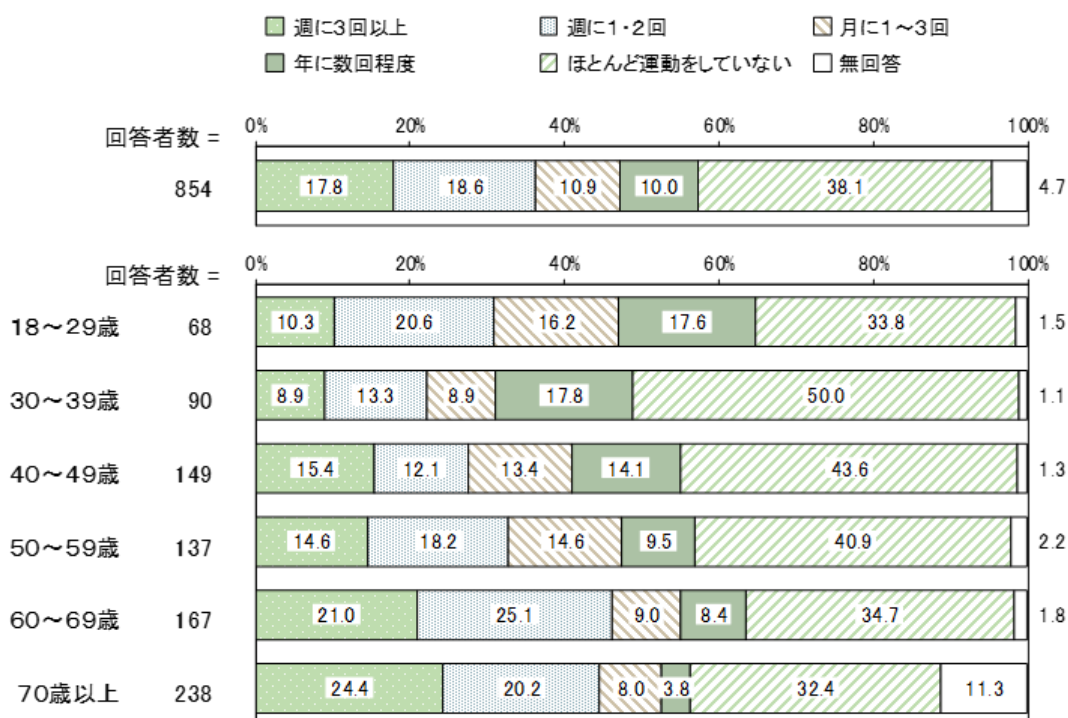


【今後、どのような「生涯学習」を行いたいか】

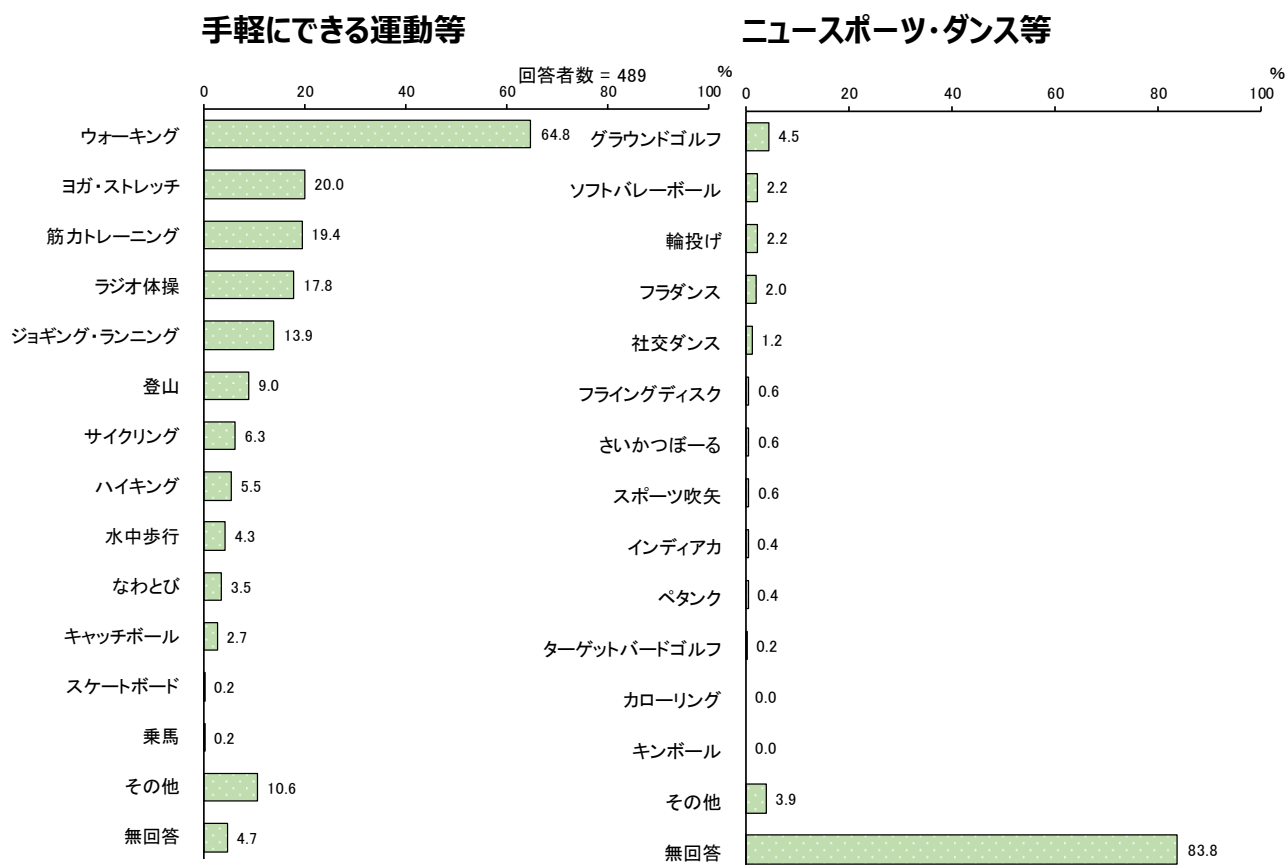
回答者数 = 854



【運動・スポーツをどの程度行っているか】

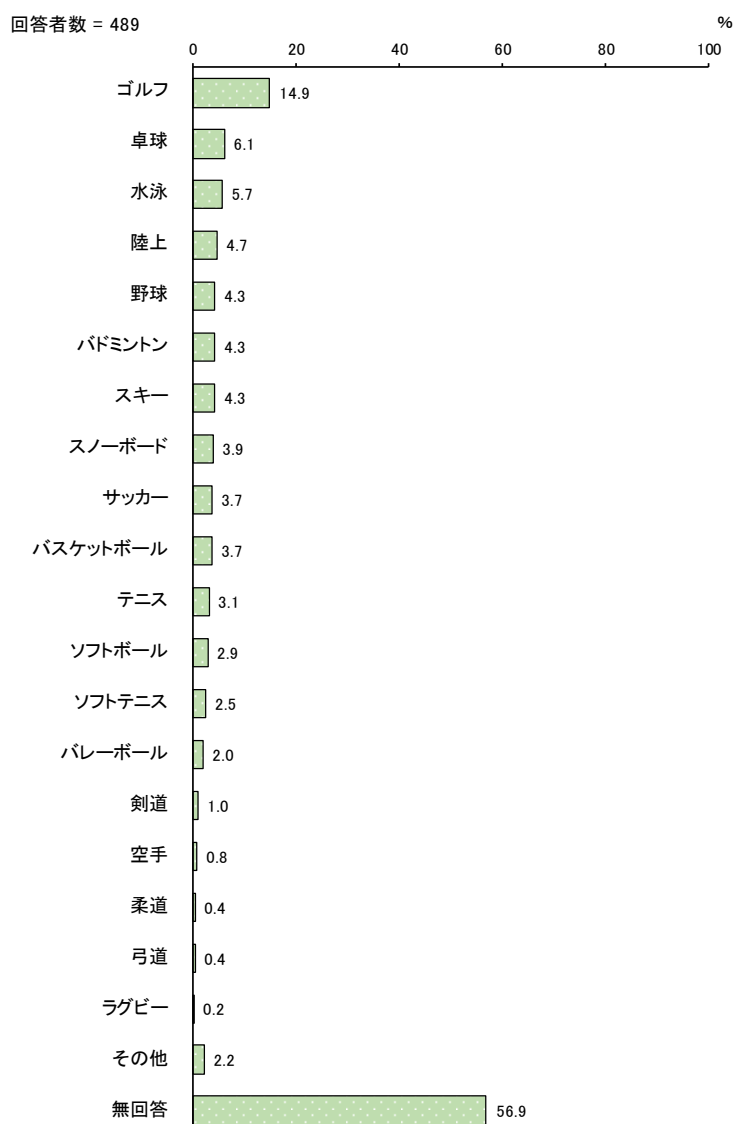


【どのような運動・スポーツを行っているか】



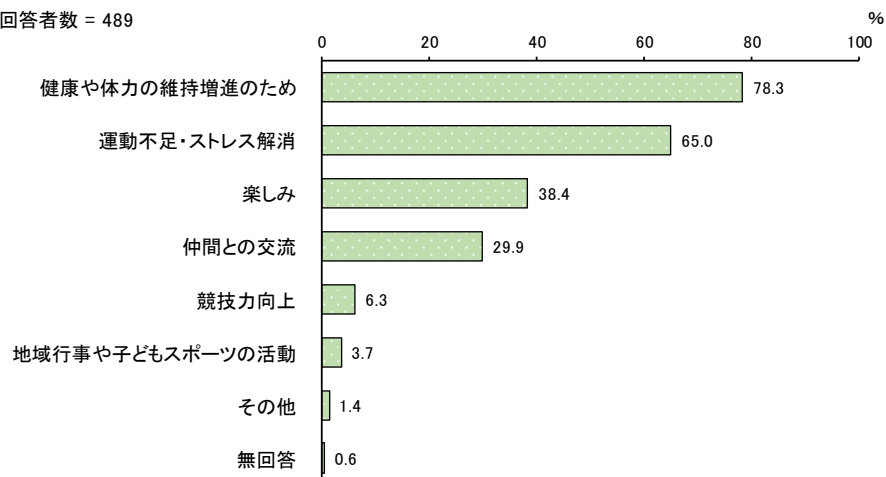
【どのような運動・スポーツを行っているか】

競技スポーツ等



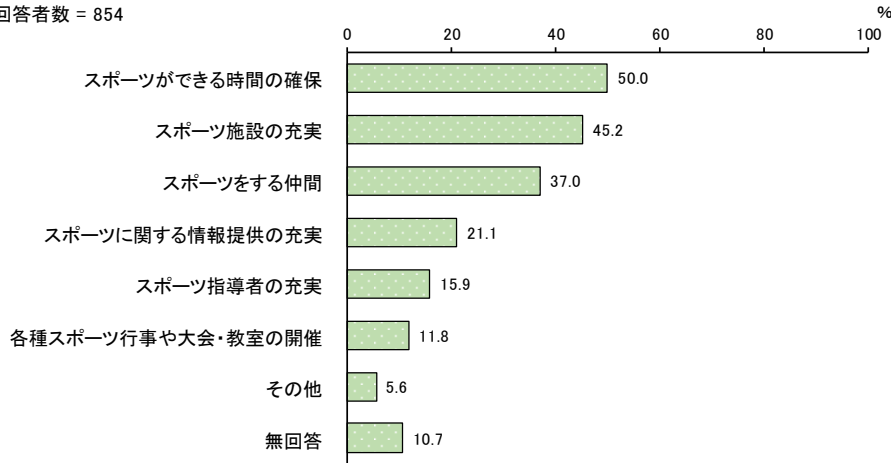
【どのような目的で運動・スポーツを行っているか】

回答者数 = 489



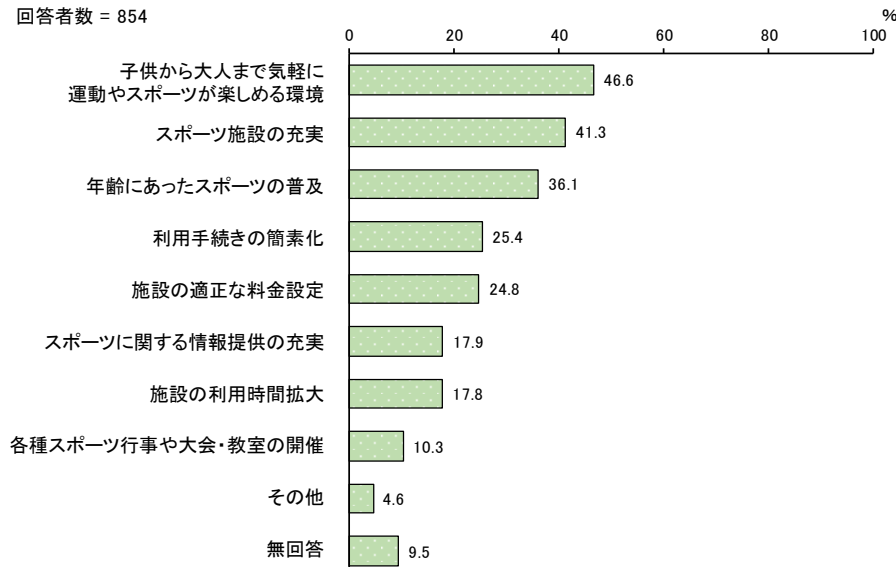
【運動・スポーツを始める、または続けていくには、どのようなことが必要か】

回答者数 = 854



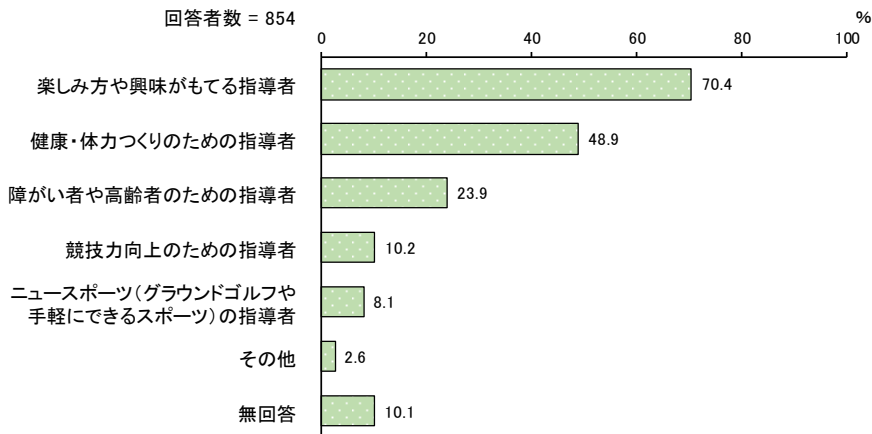
【運動・スポーツに関して行政に期待すること】

回答者数 = 854

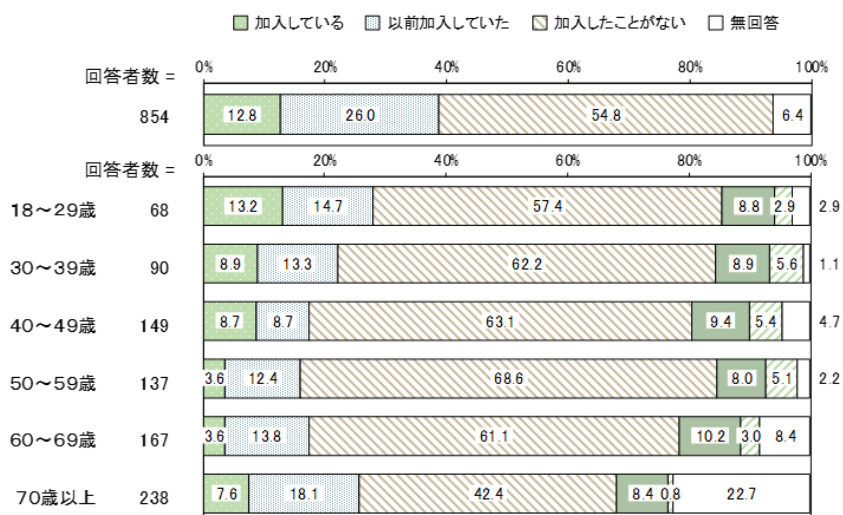


【運動・スポーツには、どのような指導者が必要か】

回答者数 = 854

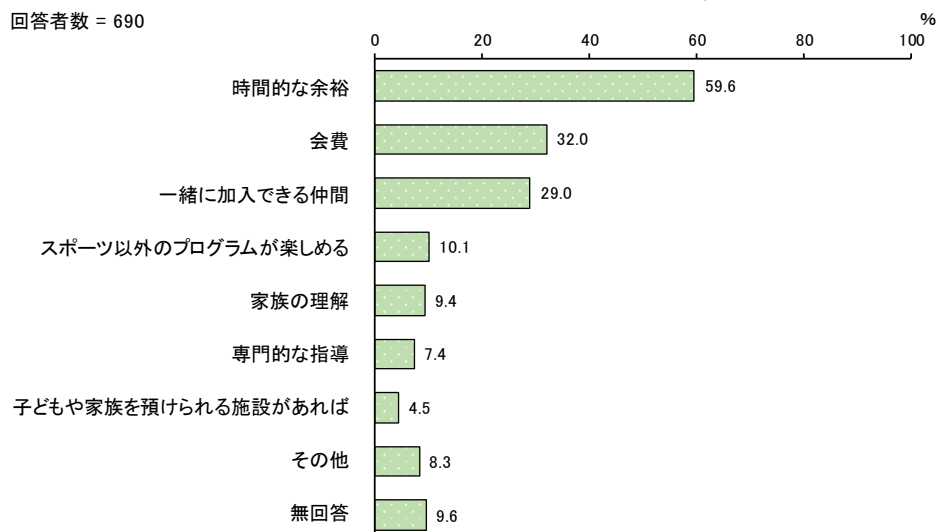


【運動・スポーツクラブ（同好会・教室・チームなど）に加入したことはあるか】



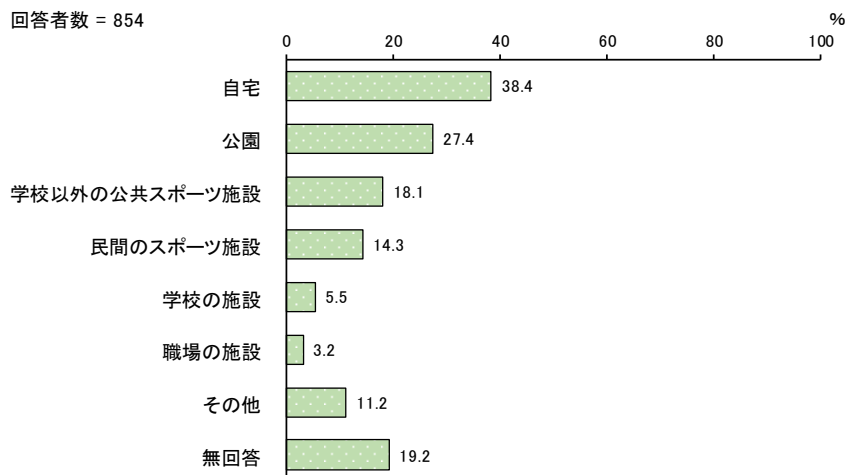
【今後どのような条件が整えばスポーツクラブ（同好会・教室・チームなど）に加入するか】

回答者数 = 690

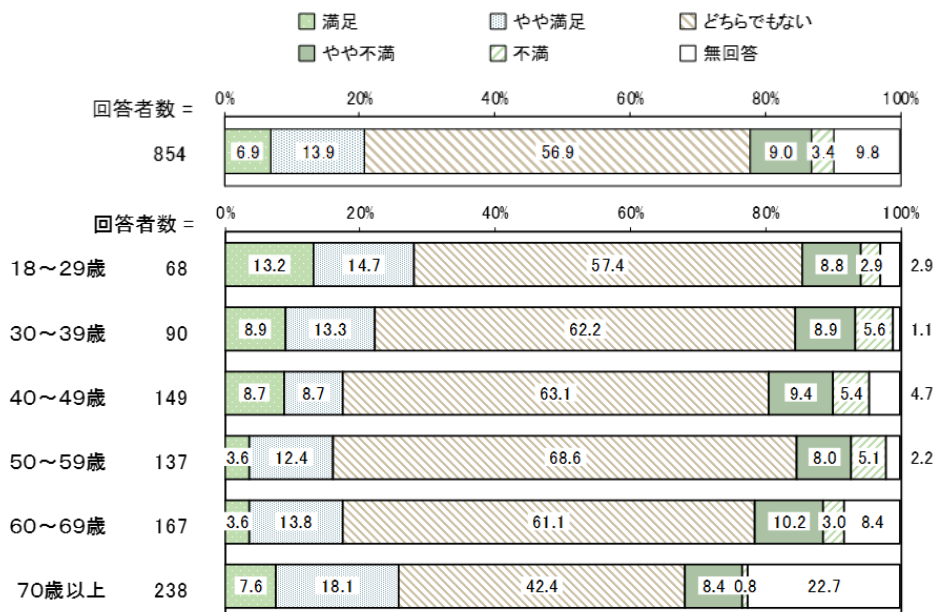


【どのような場所で運動・スポーツを行っているか】

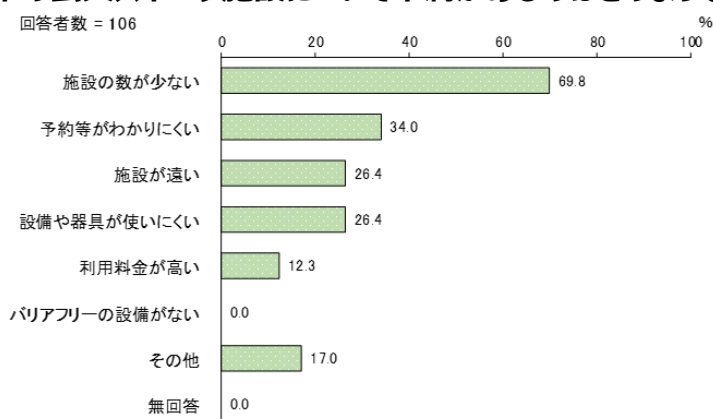
回答者数 = 854



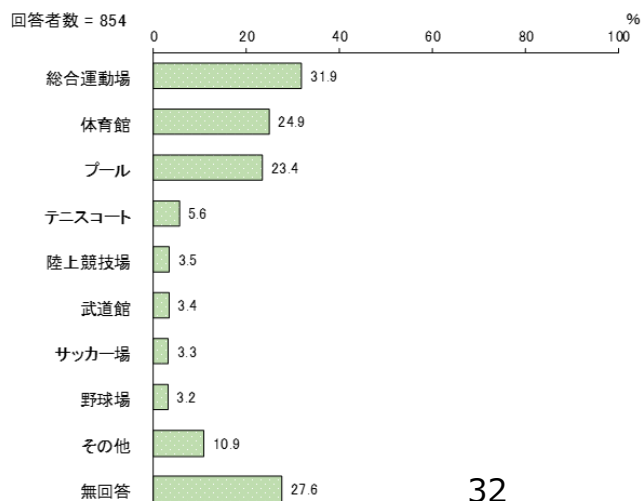
【市の公共スポーツ施設について満足しているか】



【市の公共スポーツ施設について不満があるのはどのような点か】

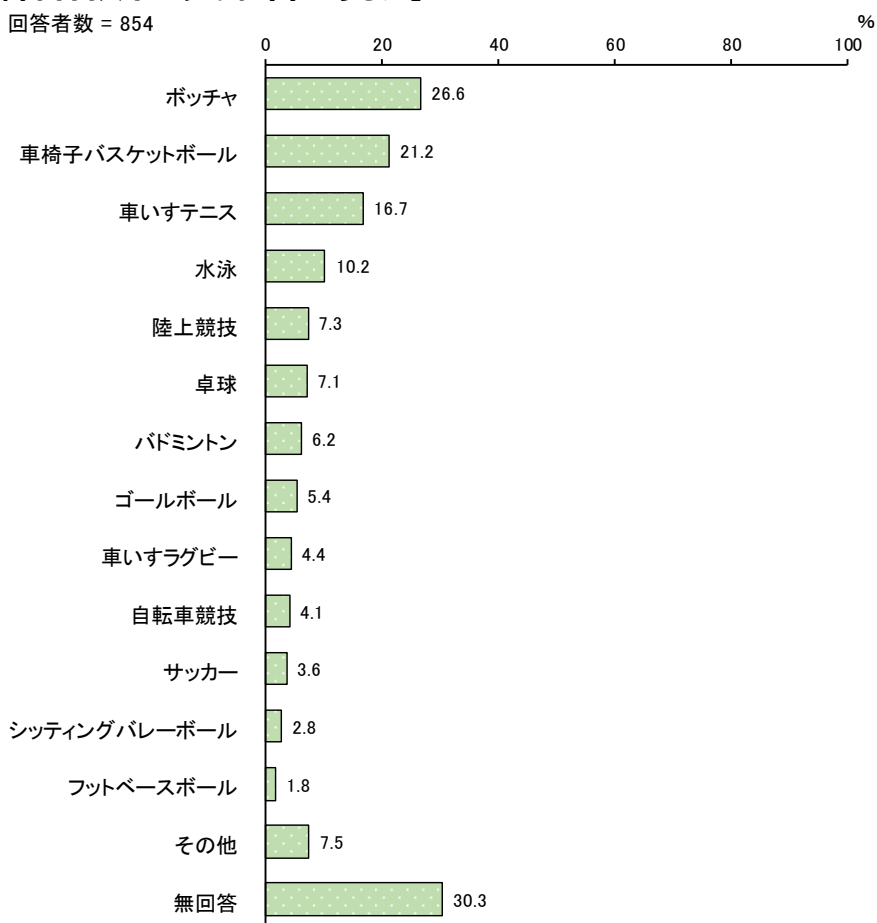


【今後どのような公共スポーツ施設の整備を望むか】



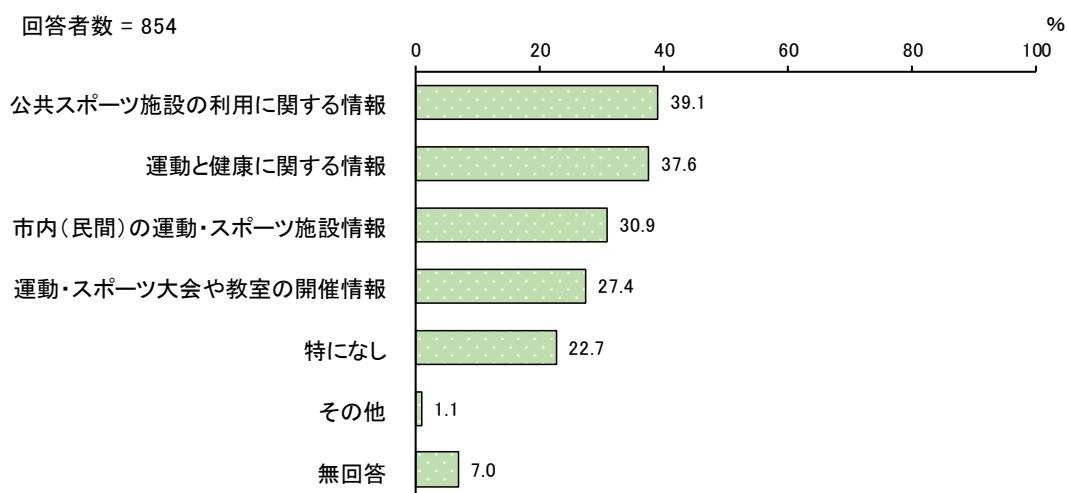
【興味のある障害者スポーツの種目はあるか】

回答者数 = 854



【運動・スポーツに関してどのような情報が欲しいか】

回答者数 = 854



(3) 計画策定経過

策定経過		
令和3年 (2021年)	12月	市民アンケート実施（生涯学習アンケート調査）
令和4年 (2022年)	8月	スポーツ推進審議会 計画改定の方向性の確認
	9月～10月	市スポーツ協会など関係団体との意見交換
	10月	スポーツ推進審議会 素案の作成
	10月	調整会議、庁議
	11月～12月	パブリックコメント
	12月	スポーツ推進審議会 案の作成
令和5年 (2023年)	1月	教育員会委員会
	2月	市議会議員全員協議会
		スポーツ推進審議会 計画の具体的な進め方
3月	3月議会	

(4) 那須塩原市スポーツ推進審議会条例

○那須塩原市スポーツ推進審議会条例（平成23年12月22日条例第15号）

那須塩原市スポーツ振興審議会条例（平成17年那須塩原市条例第114号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号。以下「法」という。）第31条の規定に基づき、那須塩原市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 審議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- （1）法第10条第1項に規定する地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項について那須塩原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ調査審議し、及びこれらの事項に関し教育委員会に建議すること。
- （2）法第35条の規定により補助金の交付について意見を述べること。

（組織）

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- （1）学識経験者
- （2）関係行政機関の職員
- （3）法第2条第2項に規定するスポーツ団体の代表者

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長等）

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

（審議会）

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（庶務）

第7条 審議会の庶務は、スポーツ振興課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の那須塩原市スポーツ振興審議会条例（以下「改正前の条例」という。）第3条第2項の規定により任命された那須塩原市スポーツ振興審議会（以下「旧審議会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日に、第3条第2項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。

3 この条例の施行の際現に改正前の条例第4条第2項の規定により選任された会長又は副会長である者は、それぞれ、この条例の施行の日に、第5条第2項の規定により審議会の会長又は副会長として選任されたものとみなす。

(5) 那須塩原市スポーツ推進審議会委員名簿

任期：令和3（2021）年7月1日～令和5（2023）年6月30日

No	選出区分	氏名	選出区分	備考
1	学識経験者	丹羽 芳雄	国際基督教大学名誉教授	
2		齋藤 仁	那須塩原市医師会 (西那須野・塩原地区)	
3		畠山 正敏	鍋掛小学校長	任期：令和4年 7月1日より
4		槌江 栄作	那須塩原市PTA連絡協議会 副会長（横林小PTA会長）	任期：令和4年 7月1日より
5		柳川ひとみ	那須塩原市公民館運営審議会 副委員長	
6	関係行政機関 の職員	若林 珠江	栃木県県北健康福祉センター 地域保健部長補佐兼健康対策課長	任期：令和4年 7月1日より
7	スポーツ団体の 代表者	榎本 建司	那須塩原市スポーツ協会長	
8		岡野 守	那須塩原市スポーツ少年団本部長	
9		相馬 智子	那須塩原市スポーツ推進委員	

第2期那須塩原市スポーツ推進基本計画

令和5（2023）年3月 発行

発行者：那須塩原市教育委員会事務局 教育部 スポーツ振興課

〒329-2792 栃木県那須塩原市あたご町2番3号

電話：0287-37-5439

ファクシミリ：0287-37-5479

E mail：sports@city.nasushiobara.lg.jp